

(単位：円)

世帯区分	補助対象経費	補助限度額（月額）		
		(1) 第1子	(2) 第2子	(3) 第3子以降
1 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	保育料及びその他の納付金又は特定負担額	9, 6 0 0	9, 6 0 0	9, 6 0 0
2 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割が非課税となる世帯		6, 6 0 0 (9, 6 0 0)	9, 6 0 0	9, 6 0 0
3 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額（住宅借入金等税額控除、配当控除、外国税額控除及び寄附金税額控除の額とし、世帯構成員中2人以上に所得がある場合については所得割額の合計とする。以下同じ。）が77,100円以下となる世帯		5, 2 0 0 (6, 6 0 0)	5, 2 0 0 (9, 6 0 0)	9, 6 0 0
4 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が211,200円以下となる世帯		5, 2 0 0	5, 2 0 0	9, 0 0 0
5 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が256,300円以下となる世帯		5, 2 0 0	5, 2 0 0	8, 4 0 0
6 上記世帯区分以外の世帯		5, 2 0 0	5, 2 0 0	5, 2 0 0
7 幼稚園類似の幼児施設のうち東京都知事が認定する施設に幼児が在籍する世帯		2 7, 4 0 0	2 7, 4 0 0	2 7, 4 0 0
8 幼稚園類似の幼児施設のうち東京都知事が認定していない施設で町長が特に必要と認めるものに幼児が在籍する世帯		6, 4 0 0	6, 4 0 0	6, 4 0 0